

令和 7 年度予算編成方針



塩尻市企画政策部財政課

1 はじめに

令和7年度は、「第六次塩尻市総合計画」第1期中期戦略の中間年にあたり、行政評価・実施計画補正の結果を踏まえ、施策の更なる具現化を推進し、本市の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじりー」の実現に向け着実に市政を進展させるとともに、百瀬市長のマニフェストに掲げる施策についても、さらにスピード感を持って事業展開を図る必要がある。

本市の財政見通しについては、社会福祉費等の増加が見込まれる上、原油価格・物価高騰の影響により、財政調整基金残高の減少や地方債残高の増加が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況ではあるが、持続可能な発展を続けるため、健全性を堅持しつつ、重要課題に対して積極的な事業展開が図れるよう、全職員の知恵と工夫を結集し、各部長のマネジメントの下、以降の方針により予算編成に臨むこととする。

2 国等の動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2024」において、人口減少が本格化する2030年度までの6年間を計画期間として、持続可能な経済社会の実現に向けた「経済・財政新生計画」を定めている。その中で「地方行財政基盤の強化」に向けた基本方針が示されており、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせることが重要であり、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であるとしている。

これを受けて、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は、前年度と同水準を確保し、賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしている一方で、国の予算における「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしていることから、地方に対しても、事業の重点化と併せた歳出改革が求められるものと見込まれる。

3 本市の財政状況

(1) 令和5年度決算の状況

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業等の財政出動が前年度と比較して縮小したが、扶助費や公債費等の義務的経費が増加したことにより、歳出決算額は過去4番目の規模となった。

また、実質収支は、原油価格・物価高騰対策を積極的に実施しながらも、新規財源の確保や未執行予算の凍結、徹底した経費節減等に努めた結果、4億円余の黒字となった。

令和5年度決算状況	金額（千円）
歳入総額	33,327,061
歳出総額	32,755,696
歳入歳出差引額	571,365
翌年度に繰り越すべき財源	128,050
実質収支	443,315

(2) 今後の見通し

令和5年度決算、行政評価・実施計画を反映した「最新の財政推計」において、歳出では、人件費や扶助費等が急増しているため、義務的経費が過去最大の規模となっている中で、市長マニフェストの実現を推進するための取り組み、老朽化した施設の長寿命化対策等への投資による物件費や普通建設事業費等の増加が見込まれる。

歳入では、無償化による保育料の減少、緊急防災・減災事業債等交付税措置の高い有利な起債が時限措置となっていることから、歳入の確保は一層厳しくなることが見込まれる。

不足する財源は「財政調整基金」の取り崩しによる対応となるが、本市が財政健全化指標の一つとしている財政調整基金残高30億円程度を確保するため、今後の厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、DX推進等による生産性向上と併せ、積極的な財源確保に取り組む必要がある。

また、令和5年度末の地方債残高が高止まりする一方で、施設の老朽化は確実に進行していることから、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の効率的な管理・運用により、財政負担の軽減と年度間の平準化を図る必要がある。

4 予算編成の基本的な考え方①

大変厳しい財政見通しではあるが、限られた経営資源を有効に活用し、各部が設定した方針と目標に向けて着実に施策を遂行するとともに「第六次塩尻市総合計画第1期中期戦略」及び「市長マニフェスト」の実現、DXの推進等による業務の効率化や行政サービスの改革等と併せ、引き続く原油価格・物価高騰への対応が適切に図られるよう、次に掲げる基本的事項を柱として、予算編成に当たることとする。

(1) 「第六次塩尻市総合計画に基づく施策」及び「市長マニフェスト」の推進

『市長マニフェスト』の具現化を図るとともに、「行政評価」、「実施計画」、「予算編成」を効果的に連動させた「行政経営システム」による行政評価結果及び実施計画補正の査定結果を予算に反映するとともに、中期戦略の特徴に位置付けた「重点投資」「ブランド戦略」の取り組みへの資源配分に配慮すること。

(2) DX等による行政サービスの改革と生産性向上の推進

ア デジタル技術により行政サービスや働き方を抜本的に改革するとともに、官民連携によるデジタル技術を駆使した都市機能の向上を図り、住民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指すため、「行政DX」と「地域DX」の両軸で、全庁を挙げて積極的にDXを推進すること。

イ 「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、各課等は「省エネ」「再生可能エネルギー転換」等に配慮した予算要求を行い、各部等の長は、配分された一般財源枠の範囲内でこれらの要求に対して優先的に予算付けを行うこと。

(3) 公共施設の老朽化対策の計画的な推進

ア 公共施設については、第2期中期戦略以降に長寿命化改修等の大規模な投資を必要とする多くのハード事業が見込まれるため、第1期中期戦略期間中に継続・統合・廃止等、今後の事業展開を再検討し、公共施設の再配置を見定めた上で改修・更新を行う。

イ 令和7年度は、緊急性を要する修繕・改修についてのみ予算要求を行うこと。

4 予算編成の基本的な考え方②

(4) 原油価格・物価高騰への対応について

- ア 不安定な世界情勢もあり、影響を詳細に見通すことが困難な状況であるが、市場価格や国・県等の動向等の情報収集に努め、過不足のない予算計上とすること。
- イ 原油価格・物価高騰の対応に伴う予算の増額が必要な場合は、特殊事情として枠外での計上を認める。

(5) 財源の確保

- ア 市税、料金等の収入については、課税客体等の的確な捕捉・徴収率の向上に努めること。
- イ 国・県支出金等は、国の予算編成の動向を注視し、国の経済対策に係る交付金など、補助率の高い有利な補助金の確保に積極的に取り組むこと。ただし、事業の内容やスケジュール、近年の採択状況等により、予算計上のタイミングを十分に検討すること。
- ウ ふるさと寄附やガバメントクラウドファンディング等の制度を積極的に活用し、新規財源の確保に努めること。
- エ 各部等が保有する財産の有効活用など、経営の視点により創意工夫し、広告料収入や貸付料の見直しなど自主財源の確保に努めること。

5 予算編成方法①

令和7年度の予算編成においては、一般財源が大きく不足することが見込まれることから予算要求基準（シーリング）を設定し、各部等に一般財源を包括的に配分するので、本編成方針に基づき、部長のマネジメントの下、効率的な事業展開が図られるよう自律的な予算編成を行うこと。

(1) 各部等での自律的な予算編成

実施計画事業（ハード事業）及び行政評価対象事業（ソフト事業）については、部長のマネジメントの下、各種事務事業の成果把握・成果主義による厳格な評価を行い、「スクラップ&スリム」を徹底し、行政評価及び実施計画補正の最終査定額を上限額として予算編成を行うこと。

なお、配分額を超過した場合のほか、行政評価からの変更、予算要求基準を満たしていない経費や配分対象外経費については企画政策部長が査定することとし、復活要求は認めないものとする。（組替のみ）

(2) 一般財源配分額の考え方

財政推計に基づき算出した一般財源総額(※1)から、配分対象外経費(※2)に係る一般財源を除いた額を基準に、各部の態様に応じて配分することとし、配分額の範囲内において自律的な予算編成を行うこと。

※1 一般財源総額

市税、地方譲与税等、繰越金、地方交付税、臨時財政対策債、基金繰入金等の合計

※2 配分対象外経費

枠外経費（公債費、積立金、特別会計繰出金、税還付金、法定扶助費、一部事務組合負担金等）、特殊事情（通常の修繕では対処できない修繕料、備品購入費、純増となるリース物品等、隔年実施の点検・検査に係る経費、前年度に比べ大幅に増額となる負担金、行政評価後に生じた社会経済情勢の変化などに対応した増額分、原油価格・物価高騰に対応するための増額分）

5 予算編成方法②

(3) 事業別・経費別の要求基準

ア 実施計画事業（ハード事業）

実施計画補正の最終査定額を上限として計上すること。

イ 行政評価対象事業（ソフト事業）

行政評価の最終査定額を上限として計上すること。

ウ 一般事業

重点事業に集中投資するため、事業の厳選、縮小及び廃止を徹底し、一般財源の確保を図ること。なお、一般事業の経費の増額分については、新規財源の獲得などで賄うほか、各事業部へ配分する一般財源枠の範囲内で調整し、計上すること。

エ 配分対象外経費（枠外、特殊事情 共通）

査定対象であり、復活要求が認められない点を十分考慮したうえで計上すること。また、期限までの積算が困難な特別会計繰出金等の経費については、令和5年度決算ベース、又は令和6年度決算見込みベースで計上しておき、予算編成の過程において精査すること。

オ 人件費

会計年度任用職員を含む人件費については、財政計画の範囲内で人事ヒアリング結果と行政評価結果との整合を行った後、総務人事課が一括計上すること。

カ その他の経費

別に定める「予算要求基準」により、所要額を精査して計上すること。

(4) 各部等での部内査定

ア 部内査定期間の確保

部長によるマネジメントが十分行えるよう、部内査定期間を確保するので、行政評価結果等を踏まえた上で、自律的な予算編成を行うこと。

イ 部内査定の実施

財政課から提示された配分額の範囲内で部内査定を行い、経過を記録すること。なお、部内査定の経過については、企画政策部長査定において課別に確認する。

6 予算編成に際しての留意事項①

(1) 事業見直しの徹底とコスト削減

ア 既に「目的が達成されている」または「達成できない」と判断される事業、費用対効果が低いと判断される事業については、終了・廃止すること。

イ 国・県の補助制度が縮小・廃止された場合や、対象から外れた場合には、事業の必要性等を改めて検証するものとし、原則として単独事業への振替は行わないこと。

ウ 継続事業についてもゼロベースから見直しを行い、効率化によるコスト削減を図るとともに、決算や予算執行状況等を考慮し、不用額の縮減に取り組むこと。

(2) 特別会計、企業会計、第三セクター、出資法人等の経営改革

財政健全化法においては、市及び市の連結対象団体（特別会計、企業会計、公社、第三セクター及び出資法人）を総合的に捉え、健全性を判断することから、連結対象団体においても必要な経営改革が図られるよう、指導・監督を行うこと。なお、特別会計等への繰出金については、総務省等が示す繰出基準の範囲内とする。

(3) 協働のまちづくりの推進

NPO法人・民間企業等が提供した方が効率的・効果的である事業については、外部への事業委託を検討するなど、事業の効率化を図ること。

(4) 部課等間の連絡調整

横断的な政策課題に対応するための事業や、他の部課等と関連する事業については重複を避け、最も効果的・効率的なものとなるよう、事前に協議・調整を行うこと。

6 予算編成に際しての留意事項②

(5) 行政需要・市民要望の反映

市議会及び監査委員の指摘事項、各種審議会・協議会、市長への手紙や声のひろば等の意見・要望を十分検討し、適切に対応すること。

(6) 各種計画との整合・調整

「第六次塩尻市総合計画」と個別計画との整合・調整を図ること。